

## 公立大学法人宮崎県立看護大学GPA制度に関する規程

平成31年4月1日

規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮崎県立看護大学（以下「本学」という。）におけるグレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）制度による評価について、必要な事項を定めるものとする。

(評価等)

第2条 学生が履修した授業科目の成績の評語、及びグレード・ポイント(以下「GP」という。)は、次表のとおりとする。

評語	GP
S	4.0
A	3.0
B	2.0
C	1.0
D	0.0
R	0.0

2 S～Dの評語の定義は、宮崎県立看護大学履修規程（平成29年規程第76号）第7条第2項に定めるところによる。

3 放棄と評価された授業科目は、Rの評語により表すものとする。

4 宮崎県立看護大学学則（以下「学則」という。）第33条により認定された授業科目は、Nの評語により表すものとする。

5 保留と評価された授業科目は、Hの評語により表すものとする。

(GPAの算出)

第3条 GPAは、次の式により計算するものとし、その数に小数点以下第二位未満の端数があるときは、小数点以下第三位の値を四捨五入するものとする。

$$GPA = \frac{(\text{科目のGP} \times \text{単位数})\text{の総和}}{\text{評価を受けた科目の単位数の総和}}$$

(対象授業科目等)

第4条 本学で開講する全ての授業科目をGPAの対象科目とする。

2 DまたはRと評価された授業科目について、学生が再履修した場合、従前の評価の評語及びGPの置き換えは行わず、従前の授業科目とは別の授業科目として取り扱うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる授業科目に該当する場合は、GPAの対象外とする。

(1)学則第33条により認定された授業科目

(2)保留と評価された授業科目(ただし、教務委員会で認められた授業科目に限る。)

(G P Aの種類)

第5条 G P Aの種類は、次のとおりとする。

(1)学期G P A

セメスターごとのG P A

(2)年度G P A

年度ごとのG P A

(3)通算G P A

入学時から前セメスターまでのG P A

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、G P Aに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。